

## 平成28年度実施監査等における要望事項の措置状況について

### 第1回定期監査 健康福祉部（福祉総務課、生活福祉課、高齢介護課、障がい者福祉課、健康課、臨時福祉給付金担当）

平成29年2月14日 青監第48号

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
1	福祉総務課	<p>○成年後見制度について</p> <p>成年後見制度は、判断能力の低下により自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を営めるように保護し支援する制度であり、成年後見活用あんしん生活創造事業については社会福祉協議会に委託されている。</p> <p>従来から社会福祉協議会では、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス等を実施する「地域福祉権利擁護事業」を「権利擁護センターおうめ」として実施されているところである。今後、社会福祉協議会による法人後見も含め、成年後見制度の活用を推進するに当たり、市民からの相談窓口として、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度がより一層わかりやすいものとなるよう、その名称についても検討されたい。</p> <p>今後、高齢化が進み、一人暮らしの高齢者が増加することなどにより、成年後見制度のニーズも増えることが予想される。市政総合世論調査における成年後見制度の認知状況も踏まえ、当制度の積極的な周知に努められ、事業の定着化を図られたい。</p>	<p>成年後見活用あんしん生活創造事業については、平成21年度から社会福祉協議会へ業務委託を行っています。なお、平成28年度からは市の施策として、社会福祉協議会による法人後見の受任を開始しました。</p> <p>名称変更等について、社会福祉協議会から平成29年2月16日付で「平成29年度中に名称変更を検討すること。また、成年後見制度の積極的な周知にも努めていく。」旨の報告を受けました。</p> <p>なお、平成29年5月18日に開催された「青梅市成年後見制度推進機関運営委員会」において、名称変更について議論され、よりわかりやすい名称へ変更していくことで了解を得ました。</p> <p>市としても、成年後見制度の充実に向け、今後も積極的に取り組んでまいります。</p>
2	福祉総務課	<p>○成年後見活用あんしん生活創造事業委託料の執行について</p> <p>青梅市社会福祉協議会と委託契約を結んでいる「成年後見活用あんしん生活創造事業委託料」については、当年度分の予算額全額を概算払により年度当初に一括払いする契約となっており、平成28年4月に執行されている。この委託料については、成年後見制度の充実を図るための人件費、事務費、事業費であるが、そのうちの90%は人件費である。当該制度が円滑に運営されていくには、まだまだ課題があると思われるが、人件費を前払することは、資金支出の実態からは適当でなく、今後は事業の計画等を確認したうえで、他の委託料と同様に年4回程度の分割払にするこ</p>	<p>成年後見活用あんしん生活創造事業委託料については、平成29年度から年4回の分割払とすることで社会福祉協議会と協議済みです。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		とを検討されたい。	
3	生活福祉課	<p>○保護費の取扱いについて</p> <p>多額の生活保護費を扱う生活福祉課においては、ケースワーカーは直接現金に触れることなく、経理係により慎重に保護費の取扱いが行われている。また、日頃から、課内でのモラル向上にも取り組まれているところである。</p> <p>今後も、適正な管理を継続されたい。</p>	<p>保護費については経理係により慎重に取り扱い、定期的な内部点検を実施するなど、適正な管理を継続してまいります。</p> <p>また、職員のモラル向上についても日頃から徹底するよう努めてまいります。</p>
4	生活福祉課	<p>○生活困窮者自立支援法における事業の着実な実施について</p> <p>生活困窮者自立支援法における基本事業として、平成27年度から自立相談支援事業と住居確保給付金の支給が行われており、支援プランの作成や就労支援等により、生活保護への移行回避や自立支援に一定の効果을上げているところである。</p> <p>今後は、他市の状況等も踏まえ、法にもとづく任意事業を展開していくとともに、一層、関係各課との連携を図り、効果的な事業として実施されるよう要望するものである。</p>	<p>平成29年4月から任意事業である家計相談支援事業を開始し、子どもの学習支援事業についても6月からの実施に向け準備を進めています。</p> <p>関係各課と連携して相談者の課題を解決に導けるよう今後も努力してまいります。</p>
5	高齢介護課	<p>○敬老会について</p> <p>青梅市の敬老会については、毎年、総合体育館にて、75歳以上の高齢者を対象に地区ごとに借上バスで送迎する方法により、ふれあい・親睦の場、踊りや合唱の披露の場として、午前・午後の2部制で開催されており、平成28年度は対象者の約15%、2,302の方が参加され、好評であったとのことである。</p> <p>しかしながら、8割を超える方が参加されていない状況があり、平成25年度に65歳以上の高齢者の1割を対象に実施されたアンケートでは17.9%の方が参加を希望され、どちらともいえないと回答された方が24.3%、参加を希望しないと回答した方は、35.3%、無回答22.5%であった。</p> <p>総合体育館での座席数にも若干の余裕があるとのことだが、より多くの高齢者が参加できる方法あるいは行事について、他の自治体における敬老行事の開催状況なども参考に検討されたい。</p>	<p>敬老会については、より多くの高齢者が参加できるように検討するとともに、他自治体における敬老会の実施内容等も踏まえ、今後のあり方などについて、高齢者クラブ等の意見を聞きながら検討いたします。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
6	高齢介護課	<p>○老人センター、地域保健福祉センターの今後の運営について</p> <p>老人センター、小曾木および沢井の地域保健福祉センターについては、高齢者の健康増進、介護予防、交流の場として活用されているところである。しかしながら、各施設においては入浴施設を中心に利用者の固定化が見受けられ、また、施設の老朽化に伴い、今後多額の改修費用、更新費用が必要とされるところである。</p> <p>厳しい財政状況の中、施設の更新や今後の運営に関しては、現在策定が進められている青梅市公共施設等総合管理計画に沿って検討されていくことになるが、利用状況や必要な機能等を十分精査し、費用対効果の点で、広く高齢者の生活に資する施策への転換も視野に入れ、その必要性等について検討されたい。</p>	<p>当該3施設については、公共施設再編計画の統廃合の対象施設とされています。</p> <p>老人センター（現高齢者センター）を含む福祉センターは東青梅地区の施設再編のなかで集約化・複合化することとしており、必要な機能のみを移転させる予定であります。また、沢井・小曾木両保健福祉センターは将来的には廃止することを視野に入れ、民間への貸出や売却も検討してまいります。</p> <p>なお、両施設において実施している健康相談等のソフト事業については、その代替え手段を併せて検討いたします。</p>
7	高齢介護課	<p>○在宅介護支援センターと地域包括支援センターについて</p> <p>在宅介護支援センターは、老人福祉法にもとづき平成6年度から委託により2事業所が設置され、見守りが必要な高齢者の実態把握、公的な保健・医療・福祉サービスなどの広報とその利用啓発、在宅介護に関する各種相談の対応、公的な保健・医療・福祉サービスの適用に際しての調整や訪問介護指導などの役割を担っている。</p> <p>また、地域包括支援センターは、介護保険法にもとづき平成18年度から設置され、高齢者や家族からの相談にもとづき、介護保険サービスや様々な制度等の利用につなげる総合相談支援、高齢者の尊厳ある生活を可能とする権利擁護および虐待対応の拠点、生活機能の低下している高齢者や要支援高齢者を対象とした介護予防ケアプランの作成、困難事例に関する地域のケアマネージャー支援等の役割を担っており、高齢介護課内および委託2事業所の合計3か所が設置されている。</p> <p>在宅介護支援センターと地域包括支援センターは、それぞれ根拠法令により果たす役割が決められており、また対象となる圏域も異なっているが、地域における高齢者の見守りや相談等、一部両施設における事業に重複する部分もある。</p> <p>住み慣れた地域で高齢者が自立して暮らせるまちの実現を目指</p>	<p>在宅介護支援センターおよび地域包括支援センターについては、根拠法令が異なること、また、圏域も異なるものであるものであり、各事業でそれぞれ有効に機能しています。しかしその反面、事業の重複する部分もあるため、国や都、近隣市の動向をみながら、経費面も考慮しながら整理してまいります。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		し、地域包括ケアシステムが構築され、総合的かつきめ細やかな生活支援サービスの充実が図られるよう、国等の動向や先進市町村の状況も注視され、各支援センター事業については、一本化も含め、より効率的、効果的な実施方法を検討されたい。	
8	障がい者福祉課	<p>○障害者日中活動系サービス推進事業について</p> <p>障害者日中活動系サービス推進事業は、障害者総合支援法にもとづく日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を実施するもので、市内の事業所に対して運営費の補助が行われている。各事業所では、障害者が地域社会の中で安心して生活し、また、自立していけるよう支援するサービスの提供が行われており、当該補助金は事業所の運営を安定化させる重要な役割を果たしているところである。</p> <p>当該事業の円滑な推進のためにも、補助金の支出に当たっては、福祉サービス第三者評価のチェックや他の補助金と同様に申請や実績報告の的確な審査を継続されるとともに、今後、障害者の高齢化、重度化がますます進む中、介護保険法の適用年齢（65歳）に到達後も、必要な障害福祉サービスが受けられ、障害者総合支援法と介護保険法の狭間で、障害者の生活に不利な状況が生じないよう、適切な対応を望むところである。</p>	<p>当該事業の円滑な推進と障害福祉サービスの向上を図るため、今後も福祉サービス第三者評価受審の奨励と、補助金交付規則にもとづき交付申請書、実績報告書の入念な審査を行い、適切な補助金支出に努めてまいります</p> <p>また、高齢障害者への対応については、介護保険担当課と常に協議を行うなど、障害者の生活に不利な状況が生じないよう対応してまいります。</p>
9	障がい者福祉課	<p>○障害者就労支援センター事業について</p> <p>障害者に対して、身近な地域において就労と生活の支援を一体的に提供することにより、一般企業への就労の促進および生活の質の向上を図り、もって障害者の自立と社会参加を促進することを目的として、障害者就労支援センターが設置され、現在、委託により就労支援コーディネーター2名と生活支援コーディネーター2名で業務に当たっている。平成27年度は101名の方が登録し39名の方が就職されているが、18名の方が離職されており、就職後の継続的な支援が必要とされているところである。</p> <p>このような中、平成28年度は担当課と受託事業者の間で年3回の情報連絡会を開催し、ジョブマッチングによる精神障害者の雇用拡大、ジョブコーチの活用による職場定着、障がい者サポー</p>	<p>障害のある方の就労、生活全般を支援する拠点として、平成20年度に、就労支援センターを設置しました。</p> <p>就労支援センターが中心となり、ハローワーク等の関連機関と連携し、障害者雇用に関するネットワークを作り情報の共有化を図っています。就労支援センターでは、就労支援コーディネーター2人および生活支援コーディネーター2人で業務に当たり、平成28年度は113名の方が登録し、29人が就職しました。なお、就労者のうち9人が離職しており、就職後の継続的な支援は引き続き重要な課題と捉えております。</p> <p>29年度においても、担当課と受託事業者の間で年3回の情報連絡会の開催し、運営状況の確認を行ってまいります。障害者は、</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
		<p>トセンターとの連携による発達障害者の就労支援の向上等の重点課題について報告を受けるとともに、運営状況について協議されているところである。</p> <p>障害者の就労支援については、福祉の専門性と雇用の専門性を持って当たることが大切である。障害者個々の状況に寄り添った効果的な就労支援が実施されるよう、当該事業の推進に当たっては、そうした専門家のアドバイスを受けることにより、一層効果的な就労支援を行うとともに、委託事業者の選考や事業評価の実施に活かされるよう検討されたい。</p>	<p>支援環境の変化に順応できない方が多く、同じ支援員が継続して支援を続けることが重要であることから、今後も専門家の助言を受けるなどして、受託者の選定等に留意し、より効果的な事業運営に努めてまいります。</p>
10	障がい者福祉課	<p>○放課後等デイサービス事業の充実について</p> <p>平成27年度における放課後等デイサービス給付費は、対前年度比70%以上の増となっており、ニーズが多いことが伺える。民間事業者の参入もあり、実施事業所も増加しているが、利用する子どもや保護者のニーズは様々で、提供される支援内容も多種多様であり、支援の質の観点からも事業所により差異が指摘されているとのことである。</p> <p>支援の提供や事業運営の基本事項について国が定めた「放課後等デイサービスガイドライン」を活用され、各事業所の自己評価を把握するとともに、事業所への指導を含め、東京都と連携しながら積極的に運営内容をチェックし、障害児の生活能力向上のため当該事業の充実に努められたい。</p>	<p>新規開設事業所については、事前に事業内容を詳細に聞き取り、「放課後等デイサービスガイドライン」の基準遵守について確認、指導を行います。</p> <p>また、東京都の身体障害者福祉司および知的障害者福祉司と連携を図りながら、適切な放課後等デイサービス運営が、行われるよう継続指導してまいります。</p>
11	健康課	<p>○災害時の医療救護体制の整備について</p> <p>健康課においては、災害発生後3日間に必要な医薬品等の備蓄について、青梅市医師会、薬剤師会および青梅市立総合病院薬剤部と協議し、購入すべき薬剤等について精査しているとのことである。</p> <p>使用期限のある医薬品等の備蓄においては、日常使用しながら不足分を補填していく循環型の備蓄方法が検討されており、総合病院において「ランニング・ストック」として対処できる薬剤等については、購入後、総合病院において対応し、その他の薬剤についても、市が購入後、薬剤師会において、安全に保管、保存さ</p>	<p>平成29年3月1日に青梅市薬剤師会と締結した「災害用医薬品等の保管管理業務委託契約」により、購入した薬剤の適正で安全な保管、活用を行うこととしました。</p> <p>今後も引き続き、青梅市医師会、歯科医師会、薬剤師会および総合病院との連携・協力を図り、災害時に医薬品等が不足することがないように、医療救護体制の整備に取り組んでまいります。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		<p>れるよう準備が進められている。</p> <p>今後も青梅市医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を図り、実際の災害時に医薬品等が不足することのないよう医療救護体制の整備を図られたい。</p>	
11	健康課	<p>○健康増進計画における重点取組の推進について</p> <p>第3次青梅市健康増進計画で、高血圧、糖尿病などの生活習慣病の予防、慢性腎臓病の重症化予防の推進と健（検）診受診率の向上を重点取組としているが、国民健康保険加入者の特定健康診査の受診率は近年確実に上昇しているものの、半数程度の受診率にとどまっている。生活習慣病の予防等に関する講演会を実施し、予防の周知の取組をしているが、今後については、医師会等に協力をいただくことにより、より多くの市民へ予防の啓発と周知を図られたい。</p> <p>また、講演会等により市民の病気についての認識を高めるとともに、自治会や高齢者クラブ等の各種団体への一層の呼びかけ等も含め、健診勧奨を行うことにより受診率の向上を図り、ひいては将来的な医療費等の削減と健康寿命の延伸につなげられたい。</p>	<p>「第2期青梅市特定健康診査等実施計画」において平成28年度の受診率の目標値は、57.5%であったが、平成28年度の受診率は、50.6%に留まりました。</p> <p>受診率向上のため、広報コラム、自治会回覧板、自治会等掲示板、シルバー人材センターの総会等を利用し周知を図っています。</p> <p>さらに、平成29年2月26日および3月20日の生涯学習まちづくり出前講座でも健診の必要性を説明し、受診勧奨を行いました。</p> <p>また、平成28年度の特定健康診査の結果から心房細動による脳梗塞のリスクがある方に、講演会の通知を行い、平成29年3月22日脳梗塞予防講演会を開催し98人の参加を得ました。</p> <p>平成30年度には、「第3期青梅市特定健康診査実施計画」を策定予定としていることから、医師会等関係機関とも連携し、受診率の向上に努め、生活習慣病の予防により健康寿命の延伸を図ってまいります。</p>

第2回定期監査 生活安全部（市民安全課）平成29年3月9日 青監第52号

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
1	市民安全課	<p>○青梅防犯協会運営費補助金について</p> <p>「青梅市補助金等交付規則」第5条においては、補助事業等の経費のうち、補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額および負担方法を記載した書類の添付を求めている。また、同規則第15条においては、補助金等にかかる収支計算に関する事項を記載した決算書ならびに領収書その他当該収支計算にかかる収入および支出を証する書類またはその写しを事業実績報告として求めているところである。</p> <p>こうした書類により、各費目の支出において補助金充当分が明らかとなり、補助金の使途が適切であるかの判断材料となるものだが、青梅防犯協会からの補助金申請は、各種防犯活動費を使途として交付申請がされているものの、他の負担者・負担額等の明記や、実績報告において使途を確認する書類が不足していた。</p> <p>青梅市からの補助金と他の収入との使途区分を明確にするためにも、検証に必要な書類に不備がないよう指導されるとともに、よりの確な審査を実施されるよう要望する。</p>	<p>他の負担者・負担額等の明記や、実績報告において使途を確認する書類が不足することがないよう指導しました。また、平成29年度分から提出された書類についての的確な審査をまいります。</p>
2	市民安全課	<p>○自主防犯組織活動費補助金について</p> <p>自主防犯組織活動費補助金は、安全な地域社会の形成のために自主的な地域防犯活動を支援し、市民の防犯意識の啓発および犯罪の防止に寄与することを目的として、青梅市自治会連合会の支会ごとに組織された11の自主防犯組織に対して、活動に要する用品等の購入費、啓発を目的とした看板、チラシ等の作成費、会議費等を対象に交付されている。</p> <p>その使途については、注意事項を自主防犯組織に送付するなど、適切な補助金の執行に努められているところであるが、「青梅市補助金等の見直しに関する指針」の見直し判断基準の一つである、「補助金等を上回る翌年度繰越金が継続して生じている場合」に該当する事例が見受けられた。</p> <p>近年、不審者情報などが多く寄せられる中で、犯罪抑止の大き</p>	<p>見直し判断基準の一つである、「補助金等を上回る翌年度繰越金が継続して生じている場合」に該当する事例とされた団体については、平成28年度実績報告において改善しております。平成29年度以降も、当補助金が真に必要なとする経費に充てられ、地域の防犯活動に資するものとなるよう、検証していきます。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		<p>な力となる地域の防犯活動への支援は重要であるが、いかなる補助金についても、その役割、必要性等を精査し、効果的・効率的な活用がされているか、常に検証することが重要である。</p> <p>当補助金が真に必要とする経費に充てられ、地域の防犯活動に資するものとなるよう、適切な指導をされたい。</p>	
3	市民安全課	<p>○平成27年度青梅市防犯カメラの整備に対する補助金について</p> <p>防犯対策の向上を図り、安全で安心なまちづくりの実現のため、地域団体または商店街等が当該地域に防犯カメラを設置するに当たり、防犯カメラの整備にかかる費用の一部を補助している。</p> <p>当補助金は、平成25年度から各年一団体ずつ、協同組合東栄会、青梅駅周辺防犯推進協議会および河辺町10丁目自治会に交付され、防犯カメラを設置することにより犯罪の抑止、また、捜査機関からの照会による映像の提供により、犯罪発生後の検挙や立証などに活用されている。</p> <p>補助金交付団体においては、防犯カメラの設置および運用に関する基準を定め、映像記録等の個人情報の管理の徹底に努め適正に運用されているが、設置補助を行った青梅市として、個人情報保護の観点から、なお一層の厳正な管理が行われるよう、映像記録の外部提供記録簿や運用状況について定期的に確認することとされたい。</p>	<p>防犯カメラの設置団体において厳正な管理が行われるよう、映像記録の外部提供記録簿等について、定期的な確認作業を実施します。</p>
4	市民安全課	<p>○青梅市幼児・児童用自転車ヘルメット購入費用助成補助金について</p> <p>幼児・児童の自転車用ヘルメットは、幼児・児童が乗車する自転車の転倒等の事故において、大きな効果が認められている。平成22年8月から交通安全対策の一つとして、小学生以下の児童・幼児の自転車用ヘルメットの購入費の一部が助成され、近年、就学時健診等において周知を図ることにより助成件数も増加し、市内小学校3年生を対象にした調査では、自転車用ヘルメットの保有率も平成24年度の約4割から平成28年度の約6割へ増加するなど、本補助金が自転車用ヘルメットの普及に効果을上げているところである。</p> <p>一方、申請により交付を受けた助成券の使用率は約7割となっ</p>	<p>助成券を使用していない方について、その理由を調査し、助成券の使用率向上に向けて対応を図ってまいります。</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
		<p>ており3割の方が助成券を使用していない状況となっている。</p> <p>今後については、助成券の交付を受けながら使用していない方について、その理由を調査し、助成券の使用率向上に向けて課題を整理し対応を図ることにより、本補助金の目的である自転車ヘルメットの一層の普及と交通事故の防止および交通事故による被害の軽減に資するため、本補助金の一層の有効活用が図られるよう努められたい。</p>	

財政援助団体等監査 まちづくり経済部（公園緑地課）青梅市みどりと水のふれあい事業推進協会 平成28年11月9日 青監第35号

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
1	青梅市みどりと水のふれあい事業推進協会	<p>○委託契約等における競争性の確保について</p> <p>平成27年度に実施された日向和田2丁目コミュニティ花壇の土留め丸太取替え工については、前年度に実施された他地区や当該コミュニティ花壇の補修に実績を持つ事業者から見積書を徴取し、担当課を含め推進協会で協議後、交渉により当初からは減額された形で施工されているが、契約書が作成されないままとなっていた。</p> <p>また本来、仕様書を提示し複数の事業者から見積書を徴取して競争性の確保を図ることは、最少の経費で最大の効果を得るための重要な要素である。</p> <p>推進協会は、市からの補助金等によって運営されている公共公益事業を行う団体であり、今後については、市の契約事務規則や随意契約の手引き等を参考により適切な契約を行い、補助事業費用の一層の適正執行に努められるよう要望する。</p>	補修工事等の実施にあたっては、施工内容を精査し、市の契約事務規則や随意契約の手引き等を参照し、適切な執行に努めます。

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
2	公園緑地課	<p>○補助金申請書および実績報告書の適切な審査について</p> <p>補助金申請書は、事業計画等を確認し、補助金交付額を決定する重要な書類であり、補助金実績報告書は、事業の実施状況を把握して補助金額を確定し、返還額を決定する重要な書類であるが、補助金申請書については、補助金交付規則第5条に規定された申請者の所在地の未記載、資産および負債に関する事項を記載した書類の未添付および財源充当表の内訳誤りが修正されず受理されていた。</p> <p>また、補助金実績報告書については、補助金交付規則第15条1項(2)に規定する領収書その他当該収支計算にかかる収入および支出を証する書類またはその写しの添付がされないまま受理されていた。</p> <p>今後については、財政援助団体への適切な指導を実施されるとともに補助金交付規則にもとづく適切な審査を実施されるよう要望する。</p>	<p>補助金交付申請書については、平成29年度の補助金交付申請書を受理するにあたって、申請者の所在地の記載があること、また、資産および負債に関する事項を記載した書類等添付されていることを確認するとともに、添付された書類の内容誤りがないことを確認のうえ、受理しております。</p> <p>また、平成28年度の補助金実績報告書については、3月17日および31日に領収書その他の当該収支決算にかかる収入および支出を証する書類の原本確認を実施するとともに、その写しを補助金実績報告書とともに、受理しております。</p>
3	<p>青梅市みどり と水のふれあい事業推進協会、公園緑地課 〔共通事項〕</p>	<p>○補助金対象事業等の適切な見直しについて</p> <p>これまで、推進協会の各種事業は、市内の都市環境の向上を図り、行政と市民が一体となった緑化や美化を推進し、豊かな自然とふれあえるうるおいにみちたまちの実現に、多大な役割を果たしてきた。</p> <p>平成22年度からは特別会計を設け、青梅市吹上花しょうぶまつりの期間に、花しょうぶのポット苗および切り花の販売や駐車場管理を実施し、平成27年度は59万円余の収益を上げ、補助金の削減に貢献しているところである。</p> <p>しかしながら、天候や観光客の動向に左右されやすいこうした事業を行うことは、収益が赤字となるリスクも存在し、過去には一般会計からの補てんが行われるなど不安定な側面がある。</p> <p>また、青梅市との共催事業として開催されている多摩川1万人の清掃大会は、美しい多摩川が保たれることはもちろんのこと、参加する自治会等団体のコミュニティの醸成や、児童生徒が地域の財産として多摩川に愛着を持ち、環境保全の大切さを認識する</p>	<p>担当部課と協会事務局および、協会の理事会や評議委員会において、今後の協会のあり方について検討することといたしました。</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
		<p>機会となるなど、やはり大きな役割を果たしてきたところであるが、近年、多摩川河川敷のごみが減ってきている現状もあり、実施方法等、事業内容の見直しも必要であると考えられる。</p> <p>青梅市補助金等の見直しに関する指針にもとづく見直しにより、青梅市みどり水のふれあい事業推進協会運営費補助金交付要綱については、平成30年度末まで実施期日が延長されているが、補助対象事業の内容等について適宜見直しをされ、市民ニーズに沿った適切かつ効果的な事業となるよう要望する。</p> <p>また、平成6年に推進協会が設立されてから22年が経過し、青梅市が進めてきた各種施策の推進に、推進協会が果たしてきた役割は誰もが認めるところである。</p> <p>しかしながら、青梅市の財政状況が大変厳しいなか、各種補助金の見直しについては、推進協会に対する運営費補助金についても例外とはならない状況であり、推進協会設立時から社会情勢や市民ニーズが大きく変化している状況であることを踏まえ、実施事業を改めて精査、検証するとともに、設立した青梅市が責任を持って、雇用職員の処遇も含めた推進協会の今後の組織のあり方を検討されたい。</p>	